

第30回防衛問題セミナー

平成27年12月14日（月）

【司会】

定刻となりましたので、第30回防衛問題セミナーを始めさせていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます九州防衛局地方協力確保室長の鶴田です。よろしくお願いいたします。 それでは、まず始めに主催者を代表しまして、九州防衛局長 川嶋貴樹より御挨拶をさせていただきます。

【川嶋局長】

多くのお客様に御来場いただき、大変感激いたしております。九州防衛局長の川嶋と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

九州防衛局というと、どういう仕事をしている役所なのかと、皆さん不思議に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、大きく分けて二つの仕事をしております。

一つは、陸海空の自衛隊あるいは在日米軍のために、駐屯地や基地を造り、維持・管理を行い、そのために地方公共団体等と必要な調整を行うといった、云わば陸海空自衛隊あるいは在日米軍の大家さんのような仕事です。

もう一つ重要な仕事は、我が国の置かれた国際環境やそれに対する防衛省・自衛隊の対応、即ち安全保障政策、防衛政策を幅広く住民の皆様知っていただくための仕事です。本日の防衛問題セミナーも、こういう観点から行なっているものです。

今回で30回目ということで、回数も重ねてまいりました。本日は、二部構成でセミナーを企画しております。

第一部におきましては、防衛省の山本大臣官房審議官をお招きいたしまして、我が国の安全保障環境への対応、それから沖縄における基地負担の軽減について語っていただこうと考えております。

そして、第二部におきましては、西部方面音楽隊による素敵なコンサートという二部構成を考えています。

これまでは、我が国の防衛政策、安全保障政策に関する講演会は講演会として、コンサートはコンサートとして、それぞれ別々に行なっていたわけですが、そうすると講演を聞きに来るお客様とコンサートを聞きたいなというお客様との間に属性の違いとか、客層の違いというものがあります。もちろん、防衛政策について詳しくなっただく、音楽会を楽しく聞いていただくことは良いのですが、九州防衛局とい

たしましては先ほど言いましたように、できるだけ自衛隊、防衛省の政策をよく理解していただいた上で、かつ円滑な地域における自衛隊のオペレーションを確保するという観点もあるため、日頃音楽を聴いていらっしゃるお客様にも防衛政策を聞いていただきたい、防衛政策を聞いていただくお客様にも音楽を楽しんでいただきたいという思いから、一緒にやったらどうだろうということで、実は前回も二部構成で開催しました。そうしますと大変評判が良かったということもございまして、ここ熊本においても講演とコンサートの両方を楽しんでいただくという趣旨で企画をいたしました。

どうぞ、今後とも防衛省の政策或いは地元にも密着する自衛隊の御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、第一部の講演に移りたいと思います。第一部は、「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」と題しまして、防衛省大臣官房山本審議官からお話をさせていただきます。

山本審議官は、昭和58年に防衛庁に入庁し、その後防衛施設庁施設計画課長、防衛省防衛政策局防衛政策課長、南関東防衛局長などを歴任され、本年10月、地方協力局次長より現職であります大臣官房審議官に就任しております。それでは山本審議官、よろしく申し上げます。

【山本審議官】

皆さん、こんばんは。御紹介いただきました防衛省大臣官房審議官の山本でございます。今日は防衛セミナーということで、後半はコンサートをお楽しみいただき、前半は若干固い話になりますが、お付き合いをいただきたいと思いますと考えております。

本日のテーマ、「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」と題させていただきます。最近、新聞あるいはテレビのニュース等で普天間飛行場の移設に関わりまして、沖縄県知事からの埋立承認の取り消しですとか、あるいは国側からの代執行訴訟といった様な法的な手続きの問題がよく取り上げられています。そもそも、普天間飛行場の移設というものが、どういう考え方で進められているのかということについて、国際情勢も含め御紹介をさせていただきたいと考えております。

まず、国際情勢でございますけれども、我が国、それから世界全体の安全保障環境という面から申しますと、まさに先般、パリにおいて無差別テロがありました。イスラム国を始めとする各地のテロ組織によるテロが激化しております。また、ウクライナ等においては、ロシアによる

一方的な現状変更も行われておりますし、宇宙・サイバーといった世界でもリスクの増大が進んでいるわけであります。その背景としては、新興国と言われている国々の影響力の拡大により、グローバルなパワーバランスが変わってきているということが挙げられます。そういう情勢のもとで、安全保障環境の問題については、一国のみで対応するというのは、極めて難しい状況になっているわけです。

我が国周辺について見てみますと、北朝鮮による核あるいは弾道ミサイルの開発等がありますし、中国の軍事力の増強、活動の活発化等、安全保障を巡る問題は、ますます先鋭化をしてくているという状況です。具体的に何点か御紹介いたしますと、一つは、今申し上げた北朝鮮のミサイル・核を始めとする活動でございます。そもそも、「DMZ」と言われる非武装地帯を中心に、北朝鮮は大規模な軍事力展開をしております。加えて、韓国に対する軍事的な挑発を行い、更には我が国の都市等を名指ししての挑発行為を行っております。

具体的に懸念すべきこととして二点申し上げますと、一つはスカッドミサイルの配備・開発であります。皆さん、よくお聞きになっていると思いますが、我が国を射程におさめます「ノドン」というミサイル等が数百発配備されており、またミサイルを配備するだけでなく、特に2014年には、年に6回の弾道ミサイルの発射訓練を行っております。それも早朝や深夜に移動式の発射装置から発射するという非常に実践的な能力を高めているわけです。

懸念すべきこととしては、こうやって核実験がこれまで3回行われてきました。最初は、平成18年10月ですけれども、それから既に10年弱経っております。その間、3回の核実験を行っており、この期間や回数を考えますと、これまで核を開発してきた国々の実績を考慮すれば、核の小型化・軽量化が、相当程度進んでいると考えられます。そういった意味でのリスクが高まっているということが言えるわけです。

また、中国の軍事力の増大あるいは活動についてですが、中国の国防費については、公表ベースの国防費だけでも、過去10年間で約3.6倍、過去27年間で比べると約4.1倍と急激に増大しています。これは、あくまでも公表ベースの数字です。例えば、米国防省の分析によりますと、実際の国防費は、少なくとも1.2倍と見積もっており、台湾の国防部の見積もりでは、2倍或いは3倍が実際の国防費なのではないかとされておりまして、

この国防費の増大というものを背景とし、特に海空軍の増強、近代化というものが顕著に進んできているところですので。海軍で言えば、水上艦艇や潜水艦が近代化され、なおかつ数も増えています。航空戦力につきましても、第4世代と言われる最新型の戦闘機が着実に増加しております。

す。10年程前は、この近代化された戦闘機の数も、まだ台湾の方が多
いという状況でしたが、今では質的・量的、両方の面で中国の航空戦
力の増強が図られてきております。このように航空戦力については、
空中給油機や早期警戒機といった支援機能の強化も図られ、総合的な
能力が高まってきています。

特に懸念を感じるのは、例えば、我が国の防衛力整備では、防衛計
画の大綱というものを作り、何を指すのかという目標、更に量的な目
標も含めて示し、それを達成するために中期防衛力整備計画を策定し、
そのもとで毎年の予算を確保します。アメリカでも「QDR」というも
ので、目指すべき軍事力の水準というものを明示した上で、各年度
の予算を確保しているわけですが、中国の軍事力増強について、懸
念すべき事は、何を指しているのかが分からないということ、透明
性が欠落しているということが一つの大きな不安要素と言えます。

また、我が国周辺についても、最近、「グレーゾーン」という言葉を
よく使いますが、平時でも有事でもない安全保障上の懸念すべき事
柄が起きている事態、それを「グレーゾーン」と言っていますが、そ
の事態が増加、長期化しています。例えば、中国公船による領海侵
入が、継続的に行われています。特に平成25年10月以降、月2、3
回のペースで恒常化、ルーティーン化してきており、運用要領とい
ったものが定まってきている可能性もあります。また、日本の海上
保安庁に相当する海上警察の巡視船についても、今では、1万tクラ
スの巡視船が建造され、なおかつその数も増えている状況でありま
す。

航空機について見ますと、下の方にあるのは中国機に対するスクラン
ブルの回数ですが、ここ数年で、急激に航空自衛隊のスクランブル
による対応が増えてきています。更に、我が国周辺における活動とい
うものが拡大・活発化をしている点にも注目すべきだと考えており
ます。

一つには、東シナ海での活動の活発化、常態化です。これまでも中
国へりによる海上自衛隊艦艇への近接飛行や護衛艦への火器管制レ
ーダーの照射、更には自衛隊の航空機に対する異常接近というもの
が行われております。また、中国空軍によりまして「東シナ海防空
識別区」も設定されております。「防空識別圏」というのは、日本
にも「ADIZ」というものがありますけれども、通常、国が設定す
る「防空識別圏」というのは、あくまでも領空侵犯を防ぐために、
事前に警戒監視をするエリアとして設定し、何ら私権的な権限が
及ぶ空域では無いというのが、通常、国の運用であります。しか
し、中国の場合は「東シナ海防空識別区」というものを設定し、
この空域に入る場合は、中国当局の指示に従わなければ防衛的な
措置も取るという事で、公の空においても私権的な権限が及ぶか
のような運用をしていることが、特異なものとして挙げられます。

これは当然領空ではない公海上の上空ですので、法的には何の権限も及びません。

それから、太平洋への進出が常態化しているということがあります。これは、沖縄本島と宮古島との間を通過して太平洋に進出する。また、北方地域を経由しての運用も行われており、また、沖縄本島・宮古島の上空を通過して、航空機の長距離飛行というものも行われています。加えて、南シナ海が最近、いろいろ報道されておりますけれども、この岩礁地区を約1年弱の間に滑走路等を整備するような埋め立てを行なっています。これらの活動等を見ますと、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みというものが行われているということについて、懸念を感じているという現状でございます。

こういった我が国周辺におきます安全保障環境の厳しさが増す中、米国においては、リバランス政策という名のもとに、我が国においては、BMD対応のイージス艦を追加的に配備する等の措置をとっておりますし、グアム・フィリピン・オーストラリア等においても、部隊をローテーション展開し、この地域の抑止力の強化に取り組んでいるところです。

また、我が国の自衛隊につきましても、現在、統合機動防衛力とっていますが、統合運用を徹底しながら、装備の運用水準を高め、併せて防衛力を支える質・量の両面を確保することにより、抑止力・対処力を高めていこうという考え方がございます。そういう防衛構想の下、今申し上げた安全保障環境を踏まえ、南西地域の防衛態勢を強化するという取り組みを行なっております。

一つには、沖縄を中心とする南西地域です。沖縄本島には陸上自衛隊の部隊、航空自衛隊の戦闘機等が配備されていますが、沖縄本島以外の島嶼部には、航空自衛隊のレーダーサイトがあることを除けば、それ以外の部隊はいないため、自衛隊配備の空白地域とも呼ばれていました。この地域に自衛隊の部隊を整備していくということで、一つは日本の最西端の島である与那国島に沿岸監視部隊を新編するという取り組みを行なっております。また、初動を担当する警備部隊として、現在、奄美大島に自衛隊の部隊を配備するための施設整備等を進めておりますし、宮古島においても部隊配備について地元との調整をさせていただいているところです。

更に、航空自衛隊については、第9航空団を今年度中に新編します。現在は、1個飛行隊が配備されておりますけれども、それを2個飛行隊にし、航空団という部隊を新編することにしております。

また、九州におきましても、佐世保の相浦・崎辺に、現在の西部方面普通科連隊を「水陸機動団」ということで、水陸両用作戦能力を持った部隊に新編する計画です。更に佐賀空港への自衛隊のオスプレイ配備等

について、地元との調整をさせていただいているところです。

まさに安全保障上、クリティカルな意味を持っている沖縄周辺のエリアにおいて、自衛隊の防衛態勢を強化していく取り組みを実施しております。

翻って、沖縄の戦略的な位置付けというものを考えてみると、シーレーンに隣接し、南西諸島の中央に位置しており、周辺国から見ましても、先ほど御紹介しましたように、太平洋にアクセスする際の通過地点になっています。一方、中国側から見ても中国の海軍戦略として第一列島線、第二列島線というものがよく言われておりますが、第一列島線の中のエリアには有事の場合、第三国の関係航空機等の侵入を許さない、中国で言う第一列島線沿いに、この沖縄を始めとする南西諸島が位置しているわけです。

そういう戦略的な意義のある沖縄に、米軍とりわけ米海兵隊が駐留しているという事は、我が国の平和と安全にとって、更には、この地域の平和と安全にとって意義があると考えております。

在日米軍の駐留というのは、米国による我が国防衛の明白な意思表示であります。仮に、日本に何らかの侵略等をする国にとっては、我が国の自衛隊のみではなく、在日米軍、更には核兵器も含む米本土の軍事力と対峙しなければならないということで、力による現状変更を思い止まらせるという大きな役割を果たしていると考えられます。その意味で、我が国のみならず、この地域の平和と安全にとって、大きな寄与をしている公共財としての役割も果たしています。その中において、沖縄に駐留している米海兵隊は、唯一の地上部隊であり、抑止力を確保する上で重要な要素であると考えております。

これから御説明します普天間に駐留しているオスプレイを始めとする航空部隊については、地上部隊との連携した訓練等を通じ、海兵隊の即効性や機動性が発揮をされているというものでありまして、この普天間の航空部隊だけを、県外あるいは国外に移設をするという事は困難な性格を有していると考えています。

他方で、沖縄における基地負担の軽減についても、真剣に取り組んでいかなければなりません。現在の沖縄における基地の状況について紹介しますと、基地の面積は演習場が非常に大きな割合を占めております。例えば、左の図は米軍のみならず自衛隊の防衛施設も含めての比率ですけれども、自衛隊の防衛施設を含めると、北海道には自衛隊の演習場等が多くあるため、北海道が防衛施設全体の33%で、沖縄は17%を占めております。それが米軍専用施設という観点から見ますと、沖縄が米軍専用施設全体の74%を占めております。後ほど御紹介しますが、海兵隊の演習場が沖縄北部にありますので、その影響が大きいと考えて

おります。この74%という比率の問題に加えて、我々として考えなければならないのは、沖縄の歴史の問題でありまして、先の大戦において、国内最大の地上戦が行われ10万人もの民間人の方々が亡くなられたという歴史があります。

また、戦後27年間米軍の監視下のもと、民有地が接収され、米軍基地として使用されてきたということがあります。結果として、本土の場合では、自衛隊あるいは米軍施設については民公有地が9%ですが、沖縄の場合は、戦後米軍に接収されたということで民公有地が67%という数字にも表れております。

次に、沖縄の基地の具体的な状況についてですが、これは、沖縄の人口と米軍基地の所在の比率を比較したグラフです。沖縄北部、中部、南部と分けておりますが、人口については、沖縄中部は43%、南部は39%、いわゆる中南部で82%、115万人の方が居住しています。一方、米軍基地については、北部と中部に集中しています。北部が69%です。これは、先ほども御紹介した演習場の北部訓練場あるいはキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンという広大な演習場があるということが原因ですが、一方、中部については、普天間飛行場を含めて30%です。人口が非常に密集している中部にも、米軍施設の30%が所在しているというのが現状です。

沖縄の基地の整理・縮小については、これまでも様々な取り組みをしてまいりました。このグラフは、復帰前、復帰時、現在、更には、今後の整理・縮小の目標を掲げたものです。復帰時に比べてみると、現在約5,000haの土地返還を実施しており、更に現時点でも約5,000haの土地返還の合意がされており、米軍専用施設区域に占めます沖縄の比率は、先ほど74%と申し上げましたが、それが69%になる予定になっています。

具体的には、大きく二つの取り組みをしております。一つは人口が集中する中南部における基地の整理・縮小です。平成25年に統合計画というものを策定し、その中で、人口が密集している中南部の普天間飛行場を含む6施設については、約1,491haありますが、その約7割となる約1,000haの返還を日米間で合意し、その返還に向けての努力を重ねているところです。これにより、沖縄県民の皆様の負担の軽減に通じると同時に、地域の振興にも大きく寄与することができると考えております。

もう一つは、北部にある演習場の整理・縮小です。沖縄県最大の訓練場である北部訓練場は、約7,500haあり、そのうちの約4,000haの返還を進めています。ただし、その返還条件として、ヘリパッドと言われるヘリ着陸帯を残地される演習場のエリアに移設するというのが条

件であり、現在その返還条件の履行に向けての取り組みを続けています。反対派の方による妨害活動等もありますが、粘り強くこの事業を進めていきたいと考えております。

基地の整理・縮小以外にも様々な取り組みをしております。一つは、海兵隊のグアムへの移転です。現在、約1万9,000人の米海兵隊が沖縄に駐留していますが、そのほぼ半分の約9,000人をグアムあるいはハワイなどの国外に移転するという、グアム移転事業を一部日本政府が資金を負担しながら進めているところです。

また、普天間飛行場における負担の軽減ということで、昨年8月に普天間飛行場に駐留していた空中給油機KC-130の岩国飛行場への移駐が実現したところです。更に、オスプレイの県外訓練等ということで、沖縄県外で日米共同訓練あるいは防災訓練等を行なうよう進めているところです。

その他にも、米軍航空機の訓練を移転するという一方で、米軍航空機が駐留している飛行場で行われている訓練を自衛隊の飛行場において実施し、更にはグアムで、沖縄を含む戦闘機の訓練を実施する事業を行なっております。また、沖縄において、従来県道104号線を閉鎖した形で実施されておりましたキャンプ・ハンセンにおける実弾射撃訓練を、本土の5演習場に移転するという移転訓練も実施しており、九州では、大分県にある日出生台演習場もその一つです。

様々な取り組みをしている中で、現在、最大の問題として取り組んでいるのは、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設事業です。普天間飛行場は、約481haの面積がありますが、沖縄県宜野湾市の中央の高台を占有しており、市のまちづくりにとっても非常に大きな障害となっているわけです。それ以上に、住宅あるいは学校に近接するという危険性があり、その危険性の除去のためにも、1日も早い移設・返還が必要だと考えています。この普天間飛行場の移設・返還については、平成8年のSACOの最終報告で合意して以来、既に19年が経っているという状況です。1日でも早い移設・返還を実現すべく、政府を挙げて取り組んでおります。

その際、何故、県内に移設をするのかという議論もありますが、一つには、国外移設というものが取り得ない理由があります。先ほど御紹介しました厳しい安全保障環境の中、在日米軍の抑止力を維持するという観点からは、国外移設というものは、逆に誤ったメッセージを与えるものであるということです。

更に県外移設については、先ほど御紹介しましたが、普天間飛行場の航空部隊だけを移転するというのは、海兵隊の機能を損なうということになるため、困難であるということです。ただし、海兵隊すべてを県外

に移転するという話になれば、場所や時間、経費等を考慮すると非現実的であり、地理的な条件或いは運用上のニーズから考えますと、代替施設をキャンプ・シュワブの辺野古地区に移設するということが、唯一の選択肢であると考えています。

また、代替施設の建設にあたりまして、普天間飛行場の機能をそのまま移設するというのではなく、先ほど御紹介したとおり、空中給油機の機能は岩国飛行場へ移転しています。また、現在、緊急時の基地機能が普天間飛行場になっておりますが、その機能を築城及び新田原の自衛隊施設に移転をするということで、代替施設にはオスプレイなどの運用機能のみが移転されるということになっています。

また、この代替施設につきまして、「新基地、新基地」と言われますが、これは新基地ということではなく、既存のキャンプ・シュワブというエリアに一部埋め立てをし建設をするものです。また、名護市に移設をするわけですが、名護市市街は、沖縄本島の西側に面しており、今回移設する名護市辺野古地区は東側であり、市街地からも離れておりますので、市街地に直接影響を及ぼすものではありません。また、飛行ルートについても、海上にルートを設定することで、安全面にも配慮したプランとなっています。

規模についても、先ほど、普天間飛行場が約481haと話しましたが、代替施設の埋立部分が約160haということで3分の1の規模になっていますし、更に滑走路の長さについても、現在の滑走路の長さ約2,800mに対し、3分の2である約1,800mになります。

騒音面について申しますと、普天間飛行場の住宅防音のエリアでは約1万数千世帯の住宅に防音措置を施す必要がありますが、代替施設ではその飛行ルートを海上に設定しているということ、更には市街地から離れたエリアに代替施設を建設するというので、住宅防音の対象世帯がゼロになる予定ですし、安全面でも住宅地域等への影響がない形で計画を進めているところです。

それから、先般、沖縄県知事が埋立承認取り消しをされた場合に、瑕疵があるということで、環境保全の配慮が不十分だという事を指摘しておられましたけども、環境面での影響については、環境影響評価法に基づく手続きを、平成19年から24年の5年間かけて実施をしてきているところです。その間、沖縄県から6度にわたり、約1,500件のご意見を頂き、それを踏まえて環境保全措置についても、補正・反映をしてきています。

また、アセス終了後の埋立承認申請の段階においても、沖縄県から4度にわたり、約260の御質問をいただき、それに対し誠実に回答してきたというところです。以上が、普天間飛行場の辺野古への移設事業の

概要です。

最後に御紹介しておきますと、米軍の駐留に伴い事件・事故があってはならないものです。その事件・事故の根絶に向けて、防衛省あるいは外務省も含めて、米軍に様々な働きかけをしておりますし、米軍自身も事件・事故の防止に向けて努力をしているところです。同時に、地域との交流も努力しており、米軍という抽象的な存在があるわけではなく、多くのアメリカの人達が、日本の防衛あるいはこの地域のために努力をして、また地域社会に溶け込むべく努力をしているという状況についても、御承知いただければと思います。

今申し上げたように、我が国の防衛あるいはこの地域の抑止力というものを維持しながら、沖縄における基地負担の軽減というものを進め、とりわけ普天間飛行場の危険性の除去を図っていくためには、辺野古沖への移設というものが、唯一の解決策であると考えております。

防衛省といたしましては、今後とも関係法令に従いつつ、住民の皆様の生活環境や自然環境の保全に最大限配慮しながら、辺野古移設の事業をしっかりとやっていきたいと考えております。皆様方の御理解を賜れば幸いです。私からの説明は以上でございます。

【司会】

山本審議官、どうも、ありがとうございました。それでは、ここで御来場の皆様の御質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は、挙手をお願いします。

【質問者】

南沙諸島では、中国をはじめベトナムやマレーシアが、基地の増設合戦をしているわけですが、一方、尖閣では日本人は上陸すらできない、実効支配とはいえない状況になっているわけですが、その上で政府の考えとしては、尖閣に灯台なり施設を造るのか造らないのかということは、お答えしにくいことと思いますので、政府内でそういう議論があるのかだけでもお尋ねしたい。

【山本審議官】

尖閣については、先ほども御紹介しましたとおり、中国の攻勢による領海侵犯というものが恒常化してきている状況であります。それに対しましては、海上保安庁を中心に常則的な態勢で警戒監視を行い、中国に対し様々な形で注意、警告をしております。また、自衛隊につきましては、情報面での支援をしている状況です。この海上保安庁を中心とする警察機関の活動によって、我が国の実効支配というものは確保されていると

考えています。今後も事態をエスカレーションさせることなく、我が国の実効支配というものを、安定的に確保していくことが重要であろうと考えています。

【質問者】

それに関連してですが、航空自衛隊は、領空侵犯の危険があると常にスクランブルして対処している訳ですが、尖閣では実際に領海に入ってさえも、海自がスクランブルをかけない。空自と海自の対処の仕方に開きがあるように思うのですが、そのことについては、どのように考えていますか。

【山本審議官】

基本的に領域への侵入等に対する対応については、一義的には警察機関が行うというのが、国際的なルールと申しますか、スタンダードなものです。中国の攻勢の領海侵入に対しましても、一義的には、領域を保全する警察機関の海上保安庁が対応するということになります。一方、領空につきましては、対応能力を持っているのは自衛隊のみであるため、対応する能力をもっているという観点から、航空自衛隊が対応している状況です。領域を一義的に保全する役割を担っているのは警察機関であり、能力的に対応できない領空侵犯については、航空自衛隊が対応しているということです。

【司会】

よろしいでしょうか。それでは、第二部の演奏準備の都合もございませので、これをもちまして質疑応答を終わらせていただきます。

【山本審議官】

御清聴ありがとうございました。

【司会】

ここで休憩の時間を取らせていただきます。第二部の西部方面音楽隊のミニコンサートは、演奏の準備の都合もありますので、19時45分から始めさせていただきます。それでは、第二部の演奏時間までに席にお戻りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

第2部 陸上自衛隊 西部方面音楽隊 ミニコンサート (約45分)
「未来へ」

《指揮》

西部方面音楽隊長 森 良司 3等陸佐

《演奏プログラム》

- (1) 映画「スターウォーズ」より
- (2) 主よ人の望みの喜びよ
- (3) 行進曲「ナイルの守り」
- (4) 見上げてごらん夜の星を
- (5) オブラディ・オブラダ
- (6) 家族になろうよ (歌：中山2曹)
- (7) R.Y.U.S.E.I (歌：中山2曹/平田3曹)
- (8) ディズニー・ファンティリュージュオン

【司会】

西部方面音楽隊の皆さん、どうもありがとうございました。
素晴らしい演奏、歌、ダンスを披露していただきました音楽隊の皆さんに、もう一度大きな拍手をお願いします。

本日の全てのプログラムが終了いたしました。これをもちまして、九州防衛局主催の第30回防衛問題セミナーを終了させていただきます。本日は、長時間にわたり聴講していただき、誠にありがとうございました。

お手元の「アンケート用紙」につきましては、出口の回収ボックスに投函していただきますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。
本日は、ありがとうございました。